

学部学生

平成 30 年度前期 官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 第 8 期生 収入に関する提出書類について（同志社大学）（学部学生）

●家計基準

出願者世帯の所得金額が、日本学生支援機構が定める「日本学生支援機構奨学金（第二種奨学金）（有利子）の家計基準」を超えないこと。

ただし、基準を超える学生についても、支援予定人数全体のうち 1 割程度の人数について採用される場合があります。この場合、トビタテ奨学金の支給金額が異なってきますので注意してください（募集要項を参照）。

学部学生の場合：

- ・学部学生の場合、父母の両方について、収入に関する書類を提出していただきます。別紙「収入に関する証明書類一覧表」をプリントし、父母がどの項目に該当するかを表に書き込んでチェックし（これも提出していただきます）、書類を準備してください。
- ・準備に時間がかかる書類がありますので、注意してください。書類不備の場合は、受け付けできません。
- ・家計基準額の目安は下表のとおりです。ただし、各出願者の家計状況は、所得の種類、世帯構成、家庭事情などの点でモデルケースとは異なりますので、下表の金額はあくまでも参考としてください。

学部学生、家族構成 4 人（父：就労、母：無職、本人：自宅通学 2017 年度入学生、弟：公立高校生）の場合

	給与所得世帯の場合 源泉徴収票の支払金額	営業、農業など給与所得以外の 収入で生活している世帯 (総収入－必要経費の金額)
	第二種	第二種
下記以外の学部	1,139 万円	731 万円
文化情報学部・ スポーツ健康科学部	1,145 万円	737 万円
理工学部・ 生命医科学部	1,172 万円	764 万円
心理学部・ グローバル・コミュニケーション学部	1,149 万円	741 万円

●問合せ先

不明な点があれば、国際課にお問合せください（電話あるいは来室にてお願いします）。

国際課留学係（担当：中嶋、河合、内藤）

電話 075-251-3260

⑦ 平成 28 年分確定申告書（控）（第一表と第二表の両方のコピーが必要です）または市県民税申告書（控）

- ・コピーを提出してください。
- ・所得を得ている方が、自宅で保管しているものです。申告書の控には、税務署の受付印・電子申告の受付結果(即時通告)・税理士印のいずれかが必要です。また、申告者の署名捺印を必ず行ってください。
- ・外交員で確定申告していない方は、外交員報酬支払調書を提出してください。
- ・確定申告をしていない場合は、⑨所得報告書【指定用紙】を作成し、提出してください。
- ・所得はあるが、確定申告をする必要がなかった場合は、「市民（県民）税申告書」のコピーを提出してください。
- ・利子・配当所得を得ている方は、第三表も提出してください。

⑧ 平成 28 年分青色申告決算書一式、または白色申告収支内訳書

- ・コピーを提出してください。
- ・所得を得ている方が、自宅で保管されているものです。申告者の署名捺印を必ず行ってください。

⑨ 所得報告書【指定用紙】

- ・開業後、現在までの収入がわかるように、総収入、仕入原価、必要経費、専従者給与、純利益等を、所得を得ている方が記入し、提出してください。
- ・所得報告書には、営業状況を示す直近3か月分の帳簿等のコピーも添付してください。
- ・平成28年分の確定申告を行った場合は、⑦⑧の書類もあわせて提出してください。

⑩ 廃業証明書

- ・破産・倒産・営業停止の場合は、関係官庁による「破産宣告書」または「銀行取引停止通知書」のコピーを提出してください。
- ・自由業でこれらの証明が出ない場合は、商店街会長等による第三者の証明書を提出してください。その際には、記入年月日、業種、店舗名等、廃業理由、事業主署名捺印、証明者署名捺印が必要です。

⑪ 最新の年金振込通知書（ハガキ）または年金額通知書

- ・コピーを提出してください。
(年金の種類・受給者氏名のわかる部分もコピーしてください。)
- ・年金を受けている方が保管されているものです。
- ・年金振込通知書（ハガキ）の場合は1年間の支給回数を余白に明記してください。
- ・受給しているすべての年金・恩給が対象となります。

⑫ 保護決定通知書または生活保護受給証明書（受給金額が明示されているもの）

- ・受給している方が保管されているものです。
- ・最新のものを、コピーで提出してください。

⑬ 児童扶養手当認定通知書または児童扶養手当証書（受給金額が明示されているもの）

- ・受給している方が保管されているものです。
- ・最新のものを、コピーで提出してください。
- ・支給対象が奨学生本人の兄弟姉妹の場合も提出してください。
- ・特別児童扶養手当を受給中の方はあわせて提出してください。

⑭ 家計状況報告書【指定用紙】

次のいずれかに該当する方は、現在の家計状況（生活費等の出所）がわかるように記入し、提出してください。

- ① 父母ともに無収入の世帯
- ② 生活保護受給世帯
- ③ 母子・父子家庭で養育費等別家計からの援助を受けている場合
- ④ その他（親戚・知人等）より生活費等の援助を受けている場合

※以下⑮～⑲の書類は、提出することにより所得金額から一定の控除を受けることができます。

⑮ 単身赴任に係る証明書

赴任先の最近1か月分の「家賃、光熱水費、家具・家事用品」（本人負担分）の領収書のコピーをA4判用紙に貼付し、提出してください。

（領収書は該当者の氏名が記載されているものに限りです）

⑯ 長期療養報告書【指定用紙】

・最新6か月分の医療費領収書の支払金額（自己負担分に限る）を記入のうえ、記入した内容に対応する領収書のコピーを「領収書貼付台紙」にのり付けしてください。

・領収書は、療養者本人の氏名が確認できるものに限りです。

・「長期療養報告書」に記入した病気に関わる領収書のみ提出してください。

・光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、美容目的の矯正歯科治療、保険適用外の文書料等は含みません。

・出願時時点で療養期間が6ヶ月未満の場合や、6か月分の領収書を提出できない場合は、必ず6ヶ月以上の療養が見込まれる旨記載された診断書(コピー可)をあわせて提出してください。

※自立支援医療受給者証をお持ちの方はコピーし、あわせて提出してください。

⑰ 母子（父子）家庭の証明書

離婚・死別等の事実を証明するため、以下のいずれかの証明書のコピーを提出してください。

・学生本人の記載が含まれる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（最近3ヶ月以内に発行したもの）

・最新の遺族年金額通知書、または遺族年金振込通知書（ハガキ）

・外国籍の場合、離婚(死亡)届受理証明書(役所・役場で入手可能)と家族全員分記載の住民票謄本(必ず両方)を提出してください。

※場合により、追加で資料を求めることがあります。

⑱ 障害者手帳等

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、市町村発行の「障害者控除対象者認定書」等の要介護等級が記載されている部分、被爆者手帳のいずれかをコピーし、提出してください。

⑲ 罹災(被災)証明書、盗難届の証明書(届出受理番号等) (2016年4月から申込時までに被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来2年以上にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に限ります。)

・被害内容が火災・風水害の場合は、消防署または市区町村役場で被災証明を、また、盗難の場合は、警察署で盗難届の証明書(届出受理番号等)を受け、そのコピーを提出してください。

・別紙に被災額、内容を記入し、署名捺印のうえ、提出してください。ただし、保険・損害賠償等によって補てんされた金額は除いてください。

・雑損控除、災害免除法の適用を受けた方は、確定申告書(控)のコピーを提出してください。

・雑損控除、災害免除法の適用を受けていない方は、災害関連支出の領収書または見積書のコピーを提出してください。

「収入に関する提出書類について」よくある質問

Q 1. 源泉徴収票があれば、所得証明書はいりませんか？

A 1. いいえ、両方必要です。所得証明書は所得の種類や総所得金額を判断するために必要な書類です。源泉徴収票は所得証明書に記載されていない扶養関係等を確認するためにも必要です。

Q 2. 家のローンの支払いが多くて家計が苦しいのですが、考慮されますか？

A 2. 家のローンは考慮されません（所得の控除対象にはなりません）。

Q 3. 母は主婦で収入がありませんが、所得証明書は必要でしょうか？

A 3. 所得の有無にかかわらず必ず提出してください。専業主婦の場合で収入が 0 円の場合でも、総所得 0 円と記載されたものが必要となります。課税・非課税のみの証明となっているものは受付できません。また、パート勤務で扶養控除の範囲内であっても、所得証明書は必要です。税の申告を行っていないために「(非)課税証明書」を取得できない場合は、早急に役所・役場に平成 28 年分「市民税・県(府)民税申告書」の手続きを取り、(控)のコピーを提出してください。

Q 4. 父が海外在住のため証明書がとれません。どうすればよいでしょうか？

A 4. 勤務先に総収入を証明する書類（円換算で記載、レート明記、日本語訳添付）を作成してもらい、提出してください。用紙は指定の給与支払（見込）証明書を使用してください。なお、勤務先の本社が日本にある場合は、現地給与と内地給与の合計がわかるようにしてください。